

一体型「標識」「受講証」専用用紙注文書

改正法施行後、販売場の見やすい場所に販売管理者の氏名及び研修最終受講日など、財務省令で定める事項を記載した標識の掲示が義務化されます。今後組合員さんから、標識掲示への対応を求める御要望が高まることが予想されます。標識は、酒類小売事業者が国税庁ホームページにアクセスする等して自ら作成、掲示するものですが、掲示が義務付けられた「標識」の発行は、組合員さんや研修を受講する多くの方のニーズに応えるものだと思います。

中央会では国税庁・局に提出する受講者名簿を作成すると、同時に標識と受講証とを一体化して作成、出力出来るエクセルファイルを構築しています。中央会の仕組みをご利用頂くに際して、見栄え・耐久性などの面から最も適した用紙として、一体型「標識」「受講証」専用用紙を御用意致しました。

本用紙は専用用紙ですので、各研修実施団体に於いて適合した用紙をお探しになる手間も省くことが出来ます。同じく中央会が準備を進めている標識単体の出力にも最適の用紙となっておりますので、既に研修を受けられている方へ標識を配布する際にもお使い頂くことが出来ます。

【専用用紙への「受講証」「標識」印刷例】

酒 類 販 売 管 理 研 修 受 講 証 ※ 酒類の保全及び酒類販売等に関する法律第98条の9第1項に規定する研修を受講した者であることを下記のとおり証する。 1 販売場の名称及び所在地 2 受講者の氏名 3 酒類販売管理研修の受講年月日及び受講場所 平成 年 月 日 ※ 本証は酒類販売管理研修の受講者であることを証明するものであり、酒類販売管理研修の受講者でない場合は、酒類販売管理研修の受講者であることを証明するものではありません。											
酒 類 販 売 管 理 者 標 識 <table border="1"> <tr> <td>酒類販売場の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酒類販売管理者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酒類販売管理研修受講年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次回研修の受講期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修実施団体名</td> <td></td> </tr> </table>		酒類販売場の名称及び所在地		酒類販売管理者の氏名		酒類販売管理研修受講年月日		次回研修の受講期限		研修実施団体名	
酒類販売場の名称及び所在地											
酒類販売管理者の氏名											
酒類販売管理研修受講年月日											
次回研修の受講期限											
研修実施団体名											

パネルとの組み合わせ例

お酒コーナー 20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。 Liquor Corner Alcohol will not be sold to anyone who cannot prove that they are 20 or over.	酒類販売管理研修受講証 ※ 酒類の保全及び酒類販売等に関する法律第98条の9第1項に規定する研修を受講した者であることを下記のとおり証する。 1 販売場の名称及び所在地 2 受講者の氏名 3 酒類販売管理研修の受講年月日及び受講場所 平成 年 月 日 ※ 本証は酒類販売管理研修の受講者であることを証明するものであり、酒類販売管理研修の受講者でない場合は、酒類販売管理研修の受講者であることを証明するものではありません。
---	---

組 合 名

ご担当者

電 話 番 号

発送先住所 〒

一体型専用用紙@15 円 ×

枚

=

円

※御注文は 150 枚以上から 1 枚単位で発送します。※ 4 月 1 7 日以降順次発送予定です。

ご注文方法

1. 注文用紙に記入の上、050-3730-6775 へ FAX してください。
2. お手元に到着後 1 週間以内に下記口座へご入金ください(振込手数料につきましては御負担下さい)。

《振込先》ペイペイ銀行 すずめ支店 普通 5 7 7 0 2 3 9 全国小売酒販組合中央会 賦課金口

お問い合わせ先：03-3714-0172 (全国小売酒販組合中央会)